

日本気象予報士会 新潟支部 会則（平成 28 年 4 月 16 日改定）

（名称）

第 1 条 この会を、日本気象予報士会 新潟支部 という。

（目的）

第 2 条 この会は、新潟県内の気象予報士が連携して予報技術を研鑽し、地域の方々に対して気象知識の啓発や普及活動を行うことにより、社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第 3 条 この会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・ 交流のための情報交換会や懇親会の開催
- ・ 自己研鑽とレベルアップのための天気図検討会および、積雪検討会をはじめとした各種検討会および勉強会の開催
- ・ 知識・技能向上と交流のための施設見学会の開催
- ・ その他本会の目的および日本気象予報士会の目的の達成のために必要な事業

（会員）

第 4 条 この支部の会員を次の 2 種とする。

- 会員 原則として新潟県に在住している日本気象予報士会会員
- 特別会員 この会の趣旨に賛同し、総会で認められた者

（入会）

第 5 条 会員として入会しようとするものは、

- ・ 会員は、日本気象予報士会会員ページの登録内容の支部に新潟を選択する。
- ・ 特別会員は、メールにて下記内容を支部長に送付して申し込む。

支部長は次回総会に報告する。

Mail 表題「新潟支部入会届」

Mail 本文：

郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、生年月日、

電話番号、登録番号（または合格証明書番号）、入会理由、メールアドレスを明記

（会員の資格の喪失）

第 6 条 会員および特別会員は、退会届の提出または総会の決議により、その資格を喪失する。

（役員の種類及び定数）

第 7 条 この会には次の役員を置く。

- （1）支部長 1 名
- （2）副支部長 若干名

- (3) 会計 若干名
- (4) 事務局 必要に応じて若干名
- (5) 相談役 必要に応じて若干名

(役員を選任等)

第8条 役員は、総会において選任する。